



第15回

債権回収の様々な手法

2 相手方から支払の延期を求められたらどうするか。

現実化の方策と確実化の方策の2つがあります。

Ⅰ 確実化の方策

①人的担保(保証人ないし連帯保証人)

債務者に、債権の支払を保証してくれる人を付けてもらうことです。単なる保証人と連帯保証人があります。

両者の違いは、単なる保証人の場合には、債権者が請求してきたときに、「先に債務者に請求せよ」(「催告の抗弁権」という)、あるいは「債務者に弁済の資力がある」(「検索の抗弁権」という)と主張して、その支払義務を逃れることができます。逆にいうと、連帯

保証人の場合には、債権者が請求してきた場合には、このような抗弁を行うことができません。支払わなければならない。

ただし、商人(会社)取引の場合には単なる「保証人」でも連帯保証人となりますので注意が必要です(商法511)。

また、会社が支払わないからと言って、代わりに取締役を支払えと請求することは原則できません。会社への債権に関して連帯保証人を付してもらうときは、社長だけではダメで、友人や親戚など資力ある他の人も要

求すべきです。社長はすでに銀行等の連帯保証人となっているのが通常で、支払能力を欠く場合が多いからです。

②物的担保

性質上以下の2つがあります。

法定担保。法律上当然に成立するものです。先取特権、留置権(商事留置権)などです。

・先取特権の一例。動産売買の代金につき、買主に引き渡した動産に及びます。

・商事留置権は、例えば相手方が代金を支払わないとき、相手

方から預かっているものを支払うまで返さないことができる権利です。

約定担保。相手方との約定により成立する担保であり、次のようなものがあります。

・抵当権。不動産に対して設定するもので登記が第三者對抗要件(権利者が第三者に優先するための要件)となります。

・質権。主として動産に対して設定するものであり、占有が第三者對抗要件となります。なお権利質は債権を質に取るものですが、第三債務者(質の対象となる債権の債務者)への確定日付ある通知または承諾が、第三者對抗要件となります。

ところで、質物が営業用動産のときには、その動産が債権者に引き渡されるので、債務者の営業が困難になることになりま

す。そこで、占有を債務者に留めるものとして、所有権留保と譲渡担保の制度があります。

・所有権留保。例えば自動車の割賦販売で、代金完済まで売主に所有権を保留しておき、代金を完済して初めて所有権が買主に移転する特約をするもの

(元々、対象物は債権者所有) 第三者對抗要件は、登録制度があれば登録(自動車)、なければ、明認方法(例：機械にプ

ラークを取り付ける)です。

・譲渡担保。所有権を一旦債権者に移し、債務者はそれを借りて利用し、債務を弁済すれば所有権を債務者に戻すもの(元々、対象物は債務者所有) 第三者對抗要件 i 明認方法 A社(債務者)倉庫の入り口に 「本物件は、A社がB社(債権者)に対し、平成19年8月20日、譲渡担保の目的物として差し入れたものである」との看板 打ち付ける。

ii 法人の場合、動産譲渡登記ファイルに譲渡の登記する。

③債権の有形化 売買代金債権などを約束手形に代えてもらい、不渡処分をバツクに支払を強制する。

④公正証書(*執行認諾文言付)

債務名義(執行を可能とする公正文書)となるので、確定判決を経ないで強制執行ができる。公正人役場にて作成しても

らうことになります。

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

山下江 検索 企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com
相談予約専用フリーダイヤル
0120-7834-09
予約受付:平日9時~20時、土曜10時~17時
〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階 広島白島線縮景園前徒歩1分
TEL 0570-008450 FAX 0570-008455 アーバンビューグランドタワー隣

中四国最大級(弁護士16名、秘書26名) H23.5 現在
機動力と総合力で企業トラブルを解決します

☑契約書 ☑債権回収 ☑労務問題
☑知的財産 ☑倒産・再生 ☑顧問契約
NPO法人広島経済活性化推進倶楽部主催
第15回 起業家・投資家・専門家「お見合い交流会」
日時:平成23年6月18日(土)14:00~ 会場:八丁堀シャンテ
詳しくは当事務所HP「お知らせ」広島経済活性化推進倶楽部イベントをご覧ください。

◆相談料:30分 5,000円 ◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています ◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!